

費用の助成等の具体的支援内容一覧

日常生活の支援

特定犯罪被害者等が病院等へ通院又は入院するときや、特定犯罪被害に伴う各種手続きに関与する必要がある場合において、日常生活の支援として、次の助成を受けることができます。

家事代行サービス費の助成	家事の代行を事業者から受けるために要した費用について、助成します。 1時間あたり3,000円を限度とし、最大30時間まで利用することができます。	申請期限
食事宅配サービス費の助成	食事の宅配を受けるために要した費用について、助成します。 1人あたり30,000円を限度とし、生計を共にする者のうち4人まで利用することが可能です。	特定犯罪被害のあった日から1年以内
一時保育費の助成	一時保育を受けるために要した費用について、助成します。 1日あたり3,000円を限度とし、特定犯罪被害者等が監護する者のうち2人まで対象とします。 利用日数は、それぞれ5日間利用することができます。	

居住の支援

特定犯罪被害者が、自宅やその付近で被害に遭遇した場合や、当該被害により自宅が損失した場合、又は、二次被害及び再被害等の理由により、居住について支援が必要である場合において次の支援を受けることができます。

転居費の助成	転居に要した費用について、助成します。 特定犯罪被害後、最初の転居に要した費用後、200,000円を限度とします。	申請期限
家賃の助成	転居が必要となった場合において、転居先が賃貸住宅であるとき、発生する家賃（6か月以内）の半額（上限30,000円）を助成します。 従前の賃貸住宅から転居できない理由がある場合は、ご相談ください。	特定犯罪被害のあった日から2年以内
特殊清掃費の助成	居宅が犯罪現場となった場合における、体液の除去及びそれらの消臭、消毒に要した費用について助成します。 警察機関が行う捜査上、現場保存の必要性を欠くようになってから30日以内に発生した費用とし、300,000円を限度とします。	
市営住宅入居への特別の配慮	特定犯罪被害者が、従前の居宅への居住が困難な場合、一時的な住まいとして市営住宅への入居を特別の配慮を行います。	当課まで ご相談ください。

その他の支援

精神的被害からの回復支援	特定犯罪被害者等を対象に、一般社団法人三重県公認心理師会に所属する公認心理師によるカウンセリングを無償で受けることができます。 特定犯罪被害者を含む2親等以内の親族のうち4人を対象とし、それぞれ5回まで無償とします。	申請期限 特定犯罪被害のあった日から1年以内
支援金	特定犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族を対象に「遺族支援金」、特定犯罪行為により重傷病又は障害を負った特定犯罪被害者本人を対象に「重傷病等支援金」を給付します。 (ア) 遺族支援金 特定犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族を対象に、300,000円を給付します。 (イ) 重傷病等支援金 特定犯罪行為により重傷病又は障害を負った被害者本人に対し、100,000円を給付します。	・特定犯罪申請被害を知った日から2年以内 ・特定犯罪被害の発生から7年以内

もし、あなたの家族や大切な人が
犯罪被害にあってしまったら。

「犯罪被害者等を地域社会で支え合う」
～市民力・地域力の輝くまちをつくるために～

令和3年7月1日に「亀山市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

この条例は、市が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害にあわれた方やそのご家族又はご遺族が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建に資するとともに、犯罪被害者等を支え合う社会の形成を促進することを目的として制定しました。

条例の基本理念

犯罪被害者等支援は

- (1) 犯罪被害にあった方やそのご家族又はご遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）の個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進する。
- (2) 犯罪被害者等が置かれている生活環境、事情に応じて適切に推進する。
- (3) 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、必要な支援が途切れることなく提供されるよう推進する。
- (4) 関係機関との相互の連携及び協力の下に推進する。



犯罪被害にあう可能性は誰にでもあります。

犯罪は身近に潜んでいます。



亀山市では被害者に寄り添う支援を心掛けています。

亀山市民が、犯罪行為やそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害のご相談をお受けいたします。

犯罪被害者等の多くは、突然のことで混乱する中、刑事手続き、司法手続き、行政手続き等に追われ、感情や感覚がマヒしたり、精神的に不安定な状態に陥ることがあります。また、この先、どう過ごしていけばいいのかと不安になることがあります。

しかし、その不安は当然のことですので、身近な機関に相談、または早期の支援を受けることが大切です。

相談をせずに抱え込んでしまうと深刻なことになりかねないので、まずは当市の窓口にご相談ください。



犯罪被害者等に寄り添う行動を！

犯罪被害者等が、被害を受けた後も住み慣れた地域で安心、安全に暮らすことができるよう生活環境を再建していく必要があります。そのためには、市、市民及び事業者を含めた「亀山市」として犯罪被害者等の状況や心情を理解し、支えるチカラが不可欠です。

市民及び事業者の責務

市民は及び事業者は犯罪被害者等が置かれている状況の理解、二次被害が生じることがないように十分配慮し、市が実施する施策に協力するよう努める旨の責務があります。

◆ 具体的な行動例

- 普段どおりの挨拶を行う。
- 求められた時に、話し相手になる。
- 犯罪被害者等となった従業員の休暇取得、裁判傍聴や医療機関受診について配慮する。
- 雇用環境や福利厚生制度を構築する。

◆ 二次被害への注意！

- 興味本位で話しかけて、内容を聞いたりしない。
- SNS等で拡散されたうわさを広めない。
- 偏見により解雇しない。
- 心情を考慮しない過剰な取材をしない。

支援体制の整備

市、県、警察機関、関係機関、団体等が連携しながら、犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行っていきます。



亀山市では犯罪被害者等に対して次の支援を行っています。 ※支援の詳細は裏面をご覧ください。

相談

市の職員がプライバシーの守られた環境で、話を伺います。また、電話やメールでも相談を行っています。必要に応じ、庁内窓口や関係機関までの付き添いを行います。

情報提供

相談内容に応じ、市の支援施策を紹介し、犯罪被害者等支援に関する専門機関を紹介し、連絡調整を図ります。

費用の助成等の具体的支援について

◆ 具体的支援の対象者

犯罪被害者等のうち、人の生命、身体を害する罪に当たる行為（殺人、強盗致傷、性犯罪、略取誘拐並びに危険運転致死傷等）により、死亡、重傷病又は障害を負った被害者本人及びその家族又はその遺族（以下、「特定犯罪被害者等」という。）については、必要となった費用の助成をはじめとする具体的支援を行います。ただし、過失による特定犯罪被害については対象外となります。 ※重傷病とは、療養期間が1か月以上又は3日以上入院が必要であるもの（精神疾患の場合は3日以上労務に服せない程度のものをいう。）をいい、障害とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条第1項に定める障害をいいます。

◆ 具体的支援の申請者

費用の助成等の支援を申請ができる者は、特定犯罪被害者等のうち、特定犯罪被害者本人若しくは、特定犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族で、特定犯罪被害が行われた時において、市に住所を有する者としてします。